



福県医発第1106号(地)

平成22年 8月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

大雨による被災者の公費負担医療の取扱いについて(石綿健康被害)

平成22年7月12日から16日にかけての局地的大雨(広島県及び山口県)による被災に伴い、公費負担医療の対象者であって、医療券等の関係書類を消失或いは家屋に残したまま避難している等の場合の取扱いにつきましては、平成22年8月12日付け福県医発第1054号(地)にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、別紙(環境省及び独立行政法人環境再生保全機構通知)のとおり、石綿健康被害医療手帳の対象者に関しましても同様の対応が適応されることとなり、石綿健康被害手帳がなくても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診することが可能とされた旨、日本医師会より通知が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

平成 22 年 8 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



大雨による被災者の公費負担医療の取扱いについて（石綿健康被害）

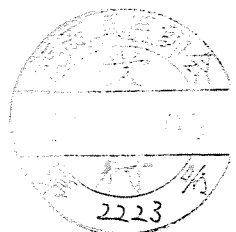
平成 22 年 7 月 12 日から 16 日にかけての局地的大雨（広島県及び山口県）による被災に伴い、公費負担医療の対象者であって、医療券等の関係書類を消失あるいは家屋に残したまま避難している等の場合の取扱いにつきまして、平成 22 年 8 月 4 日付（保 87）「大雨による被災者に係る被保険者証等の提示等について及び大雨による被災者の公費負担医療の取扱いについて」によりご連絡申し上げたところであります。

今般、別添のとおり、石綿健康被害医療手帳の対象者に関しましても同様の対応が適用されることとなり、石綿健康被害医療手帳がなくても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診することが可能である旨、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構の連名により通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

<添付資料>

大雨による被災者の公費負担医療の取扱いについて

（平 22.8.3 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室
独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部）



平成 22 年 8 月 3 日

広島 県

衛生主管部（局）御中

山口 県

環境省総合環境政策局環境保健部企画課

石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部

大雨による被災者の公費負担医療の取扱いについて

環境保健行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、平成 22 年 7 月 12 日から 16 日までの局地的大雨による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この度の局地的大雨による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面、石綿健康被害医療手帳が無くても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとします。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。